

真言宗洛南学園
洛南高等学校・同附属中学校・同附属小学校
いじめ防止基本方針

— 校訓「自己を尊重せよ 真理を探究せよ 社会に献身せよ」の実現のために —

はじめに

平成 25 年度に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止基本方針を作成しました。

近年、学校教育現場に於いて「いじめ」問題は児童・生徒指導上の重大な課題となっています。クラスや部活動における弱者に対するいじめだけでなく、電子ツールの発達によって引き起こされる動画投稿や誹謗中傷等、複雑化・多様化・潜在化したものへと変化してきています。いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えます。また、児童・生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。よって、真言宗洛南学園では、児童・生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府、家庭、その他の関係機関との連携のもと、いじめ防止対策推進法第 13 条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、表記の基本方針を策定しました。

第 1 いじめ防止等の組織

1. いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、担任やクラブ顧問を主導として活動するが、より効果的にいじめ防止を行うため、校内に「いじめ相談員」、「学年主任会」、「いじめ対策委員会」を設置する。
2. 「いじめ相談員」・「学年主任会」・「いじめ対策委員会」の構成員は、学校長が任命した下記のメンバーで構成される。ただし、必要に応じて関係する教職員やスクールカウンセラー等の専門家を加える。

「いじめ相談員」…学年ごとに男女 1 名（小学校は校内男女各 1 名）、いじめの通報窓口として機能する。

「学年主任会」…小・中・高 それぞれに設置。

学校長、副校長、教務部長（中学教育総務部長・教務主任）、生徒部長（生活指導主任）、学年主任

で構成する。

「いじめ対策委員会」…小・中・高 それぞれに設置。

学校長、副校長、教務部長（教務主任）、生徒部長（生活指導主任）、保健安全部長、 学年主任、学年いじめ相談員
--

で構成する。

「いじめ対策委員会」の主導のもと、「学年児童・生徒指導係、担任、養護教諭」等と連携し、「いじめの防止」及び「いじめが発生」した場合の具体的な調査・対応を行う。

3. 「学年主任会」は、原則として週1回開催する。なお、緊急に必要なあるときはこの限りではない。

4. 「学年主任会」では、次のことを行う。

- (1) 各学年の主任による所属生徒の出席状況等の報告。
 - (2) 各学年の主任によるいじめの疑いや児童・生徒の問題行動などに係わる情報の報告。
- 等

5. 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。

- (1) いじめ防止のため、基本方針に基づく各種取り組みの実施、具体的な行動計画の作成・実行・検証・修正。
- (2) いじめの相談・通報の窓口の設置及び有効活用。
- (3) 関係機関、専門機関との連携。
- (4) いじめの疑いや児童・生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録（全教員が共有）。
- (5) いじめの疑いに係わる情報に対して、関係する児童・生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制及び保護者との連携、対応方針の決定。
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したとき、重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行い、解決を図る。
- (7) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取り組みの推進。

等

第2 いじめの未然防止

1. 基本的な考え方

いじめは、いつでもどんな場面でも起こりうるものです。どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものです。このことを踏まえて、すべての児童・生徒を対象に、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感受性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員・保護者等が一体となって継続的に取り組むものとします。

2. いじめの未然防止のための取り組み

(1) わかりやすい規律のある授業の推進。

- ・ 授業にふさわしい教室環境づくり
- ・ 一人ひとりが大切にされる授業運営
- ・ チャイム着席の徹底
- ・ 始業・終了時の挨拶の徹底
- ・ 授業内容の充実

等

(2) 自己有用感を育む HR 活動や部活動の推進。

- ・ 学校行事を通じた学級づくり
- ・ 課題や小テスト等を通じたコミュニケーションづくり（努力への評価）
- ・ クラブ活動への参加促進

等

(3) 豊かな心を育む取り組みの推進。

- ・ 御影供、道徳・宗教の授業、学級活動、学校行事等を通して児童・生徒の道徳観の向上や人権教育の促進。
- ・ 集団読書、読書感想文等による仲間意識の向上や情操教育の向上。

等

(4) いじめ防止等についての児童・生徒の主体的な活動の推進。

- ・ 児童・生徒会活動や各種学校行事を通じて他クラス・他学年との交流

等

(5) 教職員の資質向上を図る校内外研修会の実施。

- ・ 夏期研修会、生徒部・カウンセリング委員会主催の研究会、宗教行事委員会等のさらなる充実及び校外研究会への積極的参加を促す。

等

第3 いじめの早期発見

1. 基本的な考え

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。児童・生徒が示すちょっとした変化や危険信号を見逃さないように、教職員は日頃から児童・生徒との信頼関係の構築に努め、また、保護者との連絡を密にし、児童・生徒の家庭内における様子等を把握しなければなりません。さらに保護者は、家庭での親子の会話を充実させ、不審な言動や心配なことがあれば、担任に連絡し、教職員・保護者が一体となっていじめの早期発見、いじめの早期解決に努力します。

2. 情報の集約と共有

- ・ いじめに関する情報については、些細なことも含め学年で情報を集約する。集約された情報は「学年主任会」を通して各学年に流される。
- ・ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

3. 相談体制の整備と周知

- ・ **担任**…児童・生徒相談の中心とし、児童・生徒が気軽に話をするができるクラスづくりを行う。スクールカウンセラーの来校日時を、児童・生徒、保護者に周知徹底する。
- ・ **クラブ顧問**…練習だけでなく、クラブ内の上下関係・人間関係を把握する。
- ・ **教科担当者**…授業中の児童・生徒の様子を把握し、異常を感じたら担任へ連絡する。
- ・ **いじめ相談員**…児童・生徒が相談しやすいように、担当者名を伝えておく。
- ・ **養護教諭**…体調不良等で保健室に訪れる児童・生徒を把握し担任へ連絡する。
- ・ **カウンセラー**…児童・生徒のプライバシーを配慮した上、必要に応じて担任及び「いじめ対策委員会」へ連絡する。
- ・ **その他**…すべての教職員は児童・生徒の相談に積極的に応じる。

第4 いじめに対する取り組み

1. 基本的な考え

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告、今後の対応について検討します。その際、被害者児童・生徒を守り通すとともに、加害者児童・生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で臨まなければなりません。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の理解や協力が必要となります。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに担任へ報告する。担任は他教員と連携して児童・生徒と面談し事実確認を行うとともに、その旨を学年主任へ報告し、学年主任は生徒部長（生活指導主任）を通じ、「いじめ対策委員会」の開催を学校長へ要請する。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、関係児童・生徒から聴き取った事情をもとにいじめの有無の確認を行う。結果は、担任・学年主任より関係児童・生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。
- (3) いじめられた児童・生徒及び保護者への支援を行う。
- (4) いじめた児童・生徒及び保護者への指導（処分を含む）を行うとともに、保護者によりよい成長に向けての学校の取り組みを伝え、理解・協力を求める。
- (5) 児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに京都府や警察等との連携を図り対処する。
- (6) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3. ネット上のいじめへの対応

- (1) パソコンやスマートフォン（携帯）等の購入・使用については、保護者の管理・責任において使用させ、保護者は使用状況を必ずチェックする。
- (2) ネットいじめを誘発する通信情報システム等についての教職員研修を実施する。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等については、関係機関に連絡し対策を講じる。場合によっては、保護者責任のもと、直ちに削除する措置をとる。
- (4) 情報の授業や各種情報講座等を利用し、情報モラル教育を推進する。

※近年、メール、ブログ、チェーンメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等の利用によるトラブルやいじめ問題が急増しており、家庭での、パソコン・スマートフォン（携帯）・ゲーム機等の使用状況の管理を、保護者に厳しく行っていただけるよう協力を依頼する必要がある。

第5 重大事態への対処

1. 重大事態（「いじめ」により重大被害が発生した疑いがある事態）が発生したと判断した場合は、学校長は直ちに京都府に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定）及び京都府におけるいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童・生徒及び保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

※重大被害の発生…生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

長期欠席（目安は 30 日）を余儀なくされている疑いがある。

重大被害＝①児童・生徒が自殺を企図した場合

②身体に重大な傷害を負った場合

③金品等に損害を被った場合（金額の如何にかかわらない）

④精神性の疾患を発症した場合

⑤児童・生徒・保護者から①～④に陥ったと申し出があった場合

等のことをいう。

2. 学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、「いじめ対策委員会」の責任のもと、適切に情報を提供する。
3. 調査結果を学校長が、京都府に報告する。
4. 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、学年集会や HR 活動を通じて、必要な取り組みを進める。

第 6 関係機関との連携

「いじめ対策委員会」は、行政機関・警察・弁護士・各種相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

第 7 その他

1. 家庭との連携の推進

（1）担任は、遅刻・欠席等の連絡だけでなく、児童・生徒の様子を観察し、日常と異なることを感じた時は、保護者に連絡し家庭での様子を把握する。

①無届けの遅刻・欠席については、その日のうち可能な限り早く保護者と連絡をとる。

②欠席が連続した場合は、保護者との相談の上、担任が適宜家庭訪問を行う。

（2）気になること、心配なことがあればいつでも相談を受け付けることを保護者に伝え、担任はその窓口となる。

※ 本いじめ防止基本方針は令和 3 年 2 月 5 日より実施する。